

# 海洋法と海洋保護区

- 海洋保護区の設定に伴う海洋利用の規制手法  
にみる課題 -

日本海洋政策学会第8回年次大会

パネルディスカッション

2016年12月3日

上智大学 兼原 敦子

# 1. 海洋保護区

2007年海洋基本法付帯決議

2013年第二次海洋基本計画

2011年海洋生物多様性保全戦略(環境省)

「海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はそのほかの効果的な手法により管理される明確に特定された区域」

生物多様性の保全 生態系の構成要素を持続可能な方法で利用 生態系の保護

## 2. 海洋保護区の設定が要求する規制手法

### (1) 生態系アプローチ

「単一の種の管理とは異なっており、海洋群落・群棲を構成する種の保存だけでなく、生態系とその群落・群棲の中における各種の相互作用を考慮すること」



「事項横断的」ないしは「統合的」規制

(2) 海洋法及び日本法における従来の規制手法: 「事項別」規制  
航行(の安全)、漁業資源の保存・管理、海洋環境の保護と保全

## 2. 海洋保護区の設定が要求する規制手法

### (3) 「事項横断的」ないしは「統合的」規制

#### 生態系保護のための事項横断的規制

個別の事項ごとにすでに規制されている活動に、生態系保護の目的のために、あらためて、最適な規制を考える

生態系保護という目的が「横串」となって個別の目的(航行安全・漁業資源の保存や管理・海洋環境の保全や保護)ごとに規制されている活動をさらに規制

#### 生態系保護のための統合的規制

すべての活動の生態系への効果を、相乗効果として、さらには、総合的效果として評価して、それに基づいて、最適な規制を考える

# 3 . 生態系保護のための課題

「**事項横断的**」規制に際して、生態系保護という利益が、他の個別利益(航行の安全、漁業資源の保存・管理、海洋環境の保護・保全)との関係でもつ地位

「**統合的**」規制に際して、生態系保護という利益が、他の個別利益との関係でもつ地位



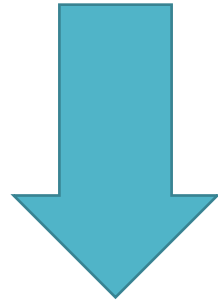
対等な地位？

優越的地位？

利益の優先順位・政策判断—国際社会における合意・日本における海洋政策決定

# おわりに

生態系保護という新たな利益の実現のために新たな規制手法(生態系アプローチ:「事項横断的」・「統合的」規制)の必要性



総合的で統合的な海洋政策判断